

まちづくりに対する思いや提言のまとめ

旭川らしさ

- ・旭川らしいまちづくり基本条例
- ・旭川市の独特の魅力

条例のあるべき姿

条例の目的

- ・まちを良くすることや問題解決といったことが目的

市民憲章・都市宣言との関係

- ・市民憲章は理解しやすい。
- ・市民憲章が市民に浸透して行くようにしたい。
- ・市民憲章や都市宣言を踏まえた条例

「まちづくり」「自治」の定義

- ・「まちづくり」は定義しにくい。
- ・作ろうとしているのは「まちづくり」の条例ではなく、「自治基本条例」では？
- ・「まちづくり」に対する共通解は難しい。

条例の形式

- ・共感できる条例
- ・作成プロセスを大事にする。
- ・旭川が好きだとか将来はこうなってほしいという単純な思いが大事。
- ・市民が思ったことを達成できるような条例
- ・市民にまちづくりに対して考えてもらえるきっかけを作るような条例
- ・市民に高い目線、分かりやすい文言

関連条例との関係

- ・関連条例との位置関係

条例制定後

- ・条例を多くの人に周知することが重要
- ・絵に描いたもちにならないようにする。

市民生活のあるべき姿

市民

- ・高齢者にも住みよいまち
- ・子供から大人まで安心して安全に暮らせるまち
- ・子供が大人になっても働き暮していけるようなまち
- ・若者が活躍できる場
- ・子育てがしやすいまちは全ての地域住民にとって生活しやすいまち
- ・子供や若者世代が元気なまち

地域コミュニティ

- ・自治会組織の強化
- ・交流や絆を深める。
- ・町内会単位で生涯学習的なサークル活動

協働

- ・人と人が繋がっていくことが大事
- ・市民一人ひとりの思いを具体化していく。

市民意識

- ・中心部と郊外での市民意識にギャップがあるのでは？
- ・旭川らしさもその地区によって様々な考え方がある。

地域の課題

- ・高齢化の問題に直面
- ・共生社会が求められている。

企業や大学との連携

- ・ビジネスも参加できるような条例
- ・企業や大学を巻き込む。
- ・CSR活動のように企業が社会参加できるような項目

市民参加

- ・住民主体の考え方が大事
- ・市民の意見を集約
- ・住民が主体的に関われるような条項
- ・まちづくりを考える機会が与えられ、参加していくことが大事